平成２３年（フ）第１３６３号
神戸市北区鈴蘭台西町５丁目16番１―603号
債務者　前田　千恵（旧姓告野）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１号
兵庫県三田市西山１丁目10番１―208号
債務者　中村　美香
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４３号
神戸市長田区三番町２丁目７番地の１　市住21―403号、従前の住所神戸市長田区一番町３丁目１番地　３号棟507号
債務者　平井　保夫（旧姓本多）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９６号
松江市上乃木６丁目15番43―103号　石倉ビル
債務者　土師　幸雄
1　決定年月日時　平成24年３月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月11日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４２号
名古屋市中川区丸米町２丁目90　サンシャインタナカ105号室、住民票上の住所愛知県稲沢市奥田田畑町37番地
債務者　飛田　恭兵
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２９号
和歌山市栄谷815番地
債務者　西川　恵美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月14日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２４０３号
東京都八王子市上野町85
債務者　矢島　陸生
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４０９号
千葉県松戸市五香南３丁目25―７　ライフピアＢ―205
債務者　中村シードチャリスこと　ナカムラシード　チャリス　リワナグ
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２４１２号
埼玉県さいたま市桜区町谷４丁目12―11
債務者　岩本眞由美
1　決定年月日時　平成24年２月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月８日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５号
静岡県焼津市三ケ名1708番地の１
債務者　鈴木　洋美
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１００号
静岡県焼津市大村２丁目12番地の１　サンクノアール203号
債務者　杉山　晃子
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月９日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０９５号
東京都江東区北砂２丁目15―30―201
債務者　藤ケ谷公映
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２４２号
東京都豊島区駒込３丁目27―18―202
債務者　奥村　秀夫
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２２７９号
東京都新宿区若松町28―35―102
債務者　中山　礼弓（旧姓鳴海）
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第２３０２号
埼玉県富士見市鶴瀬東２丁目６―26　第３小杉ハイツ103
債務者　庭野真由美
1　決定年月日時　平成24年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第９０号
静岡県島田市東町2383　ハートピアイースト　Ｂ―201、住民票上の住所静岡県島田市東町15番地の11
債務者　増田さおり
1　決定年月日時　平成24年３月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年５月15日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部